

私は議案第73号、74号、91号、93号および102号にたいする委員長報告の原案承認および可決に反対、また陳情9号および15号に対する委員長報告の不採択に反対する討論を行ないます。

まず議案第73号「専決処分について（米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）」です。

年金収入は物価スライドで減っているのに、年金控除の縮小や125万円以下の非課税措置の廃止によって、多くの高齢者が非課税から課税対象にされました。介護保険料の第2段階から第5段階にあがった人は2万5,800円から7万1,500円と4万6,000円も値上げされました。“これではとても払えない”と悲鳴が上がっています。生活やサービスの利用が困難になる方々が、今まで以上に多く出てくることに間違い、ありません。

市には保険料を低く抑えるため、一般会計からの繰り入れなどにより従来の保険料に戻すなどの減免を充実させることを求めます。また、現行制度で可能な各種控除の周知についても十分に行なうことが必要です。

激変を緩和する制度に反対するものではありませんが、高齢者にとっては、限度を超えた負担増であり、容認することはできません。反対です。

次に議案第74号「専決処分について（米子市国民健康保健条例の一部を改正する条例の制定について）」です。

国民健康保険料の算定で公的年金控除が140万円から120万円に縮減されたことに対する激変緩和措置であり、それに反対するものではありません。しかし、所得は減っているのに計算上、所得が増えたとして保険料を決めるという矛盾した課税のやり方です。そのために国保料の減免から外された世帯も出ています。これまで通りの減免が行なわれるよう求めるものです。年金だけが生きる頼りの高齢者にさらなる追い討ちをかけるものであり、反対です。

次に議案第91号「米子市営葬儀条例を廃止する条例の制定について」です。

市営葬儀の第1条には、“市が低廉な費用で葬儀を請負、市民の利用に供する事により、市民生活の向上に資することを目的とする”第10条“市長は特別な理由があると認めるときは、使用料を減免し又は免除することができる”とあります。なくした後のことをどうカバーするのか、はっきりしないまま、本当に市営葬儀を無くしてしまってよいのでしょうか。

住民税非課税者への助成もH22年3月に廃止の予定です。これまで10年間、赤字だったといわれますが、人件費を除いた事業費と事業収入を比べてみますと、事業収入が多くあり、決して赤字とはいえません。

低所得者にとって、低額で葬儀ができる市営葬儀の存続は必要であり、廃止には反対です。

次に議案第93号「米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」です。市営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で賃貸するのが目的です。経済格差や貧困層の増大が進む中で、居住者が「安心して住み続けられる」住宅として居住費負担の軽減や建物の維持・改善が特に大切な市の事業です。駐車場を作って低所得者の便宜を図ることは当然です。

しかし、本議案は、駐車料として、月1,300円から1,900円を徴集するため、実質、家賃の値上げです。市営住宅の目的に反しており、賛成できません。

次に議案第102号「米子市一般会計補正予算(補正第3回)」についてです。

この予算の中に、議案第91号の市営葬儀の廃止のための予算が入っています。業者による多様なメニューは満たされるようになってはいても、価格の高騰を防ぎ、低所得者の暮らしを支える市営葬儀事業はなくしてはならないと思いますので、反対です。

次に陳情第9号「米子市健康診断項目に関する陳情書」です。

依然としてがんの原因による死亡が多く、半数を占めています。がんの種別では、肺がんが最も多く20%も占めています。また、近年前立腺がんも罹患する人が増える傾向にあります。

予防医療が健全な国保財政のためにも大いに有効だといわれています。基本検診の中に、前立腺がんを加え、疾病の早期発見・早期治療を望む陳情です。

長野県の老人医療費は連続14年間、全国最下位で、それは、健康審査の緻密さにあるといわれています。セット検査で、同じ日に、同じ会場で、一度に済ませることができるようになっているそうです。本市でも、検診が受けやすく、内容の充実を望む陳情であり、採択されるべきです。

最後に陳情15号「アメリカ産牛肉の輸入再開をしないよう国に対して意見書提出を求める陳情書」です。

アメリカのBSE検出率は1%程度しか行なわれておらず、危険部位の除去も30ヶ月以上というずさんなもので、これでは到底、食の安全は守られません。

日本では、BSE発生以来、安全対策を最優先し、全頭検査と脊柱等危険部位の除去を行っています。

特に鳥取県は脊髄液を吸引する努力を行なっています。私は、鳥取県の安全な牛肉を学校給食に使うことを要望します。

日本と同水準の検査体制や特定部位の除去等の改善が無い限り、アメリカ産牛肉の輸入禁止を継続し、国民の食の安全が図られるようすべき、というのが陳情です。

すでに政府が7月27日、輸入再開を決定したとはいえ、国民の不安は強まっており、重大問題です。

この陳情は、採択すべきです。

以上で私の討論は終わりです。